

令和 8 年度「SUWAを磨くまちづくり支援金」概要

諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課

事業の申請にあたり、この資料全てをご確認いただきました上で、**必ず事前(遅くとも事業開始の概ね 1 ヶ月前)に担当課へご相談ください。**

事業の目的

魅力と活力に溢れる市民主役のまちづくりを推進することを目的に、平成 29 年度に「SUWAを磨くまちづくり支援金」を創設しました。市民及び若者の皆さんが主体となって行う地域の活性化や市民生活の豊かさ向上に繋がるまちづくり事業に対し、支援金を交付します。

若者主体の取組を対象とする「若者まちづくり挑戦事業」と、世代を問わず市民の自主的な取組を対象とする「輝くまち・ひと促進事業」があります。支援金の内容や申請手続きは以下のとおりです。事業内容や申請書類の書き方など、ご不明な点はどうぞお気軽にご相談ください。

申請受付期間：令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 2 月末

補助対象者

<共通>

・市内でまちづくりに関する事業を実施する団体(構成員が 5 人以上の団体に限る。)であって、**営利を目的としていないもの**

※なお、同一の団体が同一年度内に支援金の交付を受けることができる回数は 1 回とします。

<若者まちづくり挑戦事業>

・構成員の半数以上が 30 歳未満であり、代表者が諏訪市民(学生の場合は実家が市内もしくは市内学校在学)である団体

<輝くまち・ひと促進事業>

・代表者及び構成員の半数以上が諏訪市民である団体

以下の団体は該当しません。

- ・暴力団又はその構成員の統制の下にある団体
- ・宗教活動、政治活動を行う団体
- ・その他市長が適当でないと認める団体

補助対象事業

I 若者まちづくり挑戦事業

市内で行われる広く市民に開かれた新たな事業であって、将来のまちづくりを担う若い世代(学生など)の視点や柔軟で斬新な発想を生かし、若者が主体となって企画・実施する、以下のいずれかに該当する事業(ソフト事業)

ア.地域の活性化や賑わいの創出につながる事業

イ.地域の魅力を発掘し、内外へ発信する事業

ウ.若者世代がまちづくりについて考える機会を創出する事業

エ.その他、市の発展や市民生活の豊かさ向上につながる事業

Q.「若者まちづくり挑戦事業」の事業例はありますか？

A.以下は、あくまで一例です。若い皆さんの視点や自由な発想を活かした事業をお待ちしています。

- (例) 若者が企画運営する地域活性化を目的としたイベントの開催
若者がまちづくりについて考える機会となるシンポジウムの開催
若者が諏訪の魅力を調査、発信するイベントの開催 など

II 輝くまち・ひと促進事業

市内で行われる広く市民に開かれた新たな事業であって、上記 I の団体以外が行う、以下いずれかに該当する事業（ソフト事業）

- ア.地域の活性化や賑わいの創出につながる事業
- イ.地域の魅力を発掘し、内外へ発信する事業
- ウ.多くの市民が楽しむことができ、市民交流を活性化させる事業
- エ.その他、市の発展や市民生活の豊かさ向上につながる事業

Q.「輝くまち・ひと促進事業」の事業例はありますか？

A.以下は、あくまで一例です。皆さんの自由な発想を生かした事業をお待ちしています。

- (例) 諏訪の地域文化を活用、発信するイベントの開催、移住者、外国籍住民等を含む市民交流の活性化の取組、結婚、出産、子育ての応援につながる取組 など

【「I 若者まちづくり挑戦事業」「II 輝くまち・ひと促進事業」共通事項】

Q. 補助対象外となる事業を教えてください。

A. 以下に掲げる事業については、補助対象外となります。

- ・営利を目的として実施される事業 ・政治活動又は宗教活動に関係があると認められる事業
- ・国、長野県、市その他団体から補助を受けている事業
- ・環境整備等のハード事業又は備品の購入が主となる事業 ・実質的に既に完了した事業
- ・資格取得等専ら個人の利益が主となる事業 ・その他、市長が適当でないと判断した事業

なお、ここで言うハード事業とは、道路、水路、建物等の構造物の建設又は改修及びこれらに付帯する事業で、工事費として業者に支払う経費が主の事業を指します。内外への地域の魅力発信を目的としたイベント開催事業の一環として、原材料を購入し、自分たちの手で整備する場合はソフト事業に含めます。

Q.「広く市民に開かれた事業」とは、どのような事業ですか？

A. 事業の効果が、多くの市民に広く及ぶことを期待しています。団体内行事、趣味的な活動、参加者を一部の地域住民のみに限定するイベントなど、**特定の人に偏っている事業は、支援金の目的に合致しません。**多くの市民の参加が期待でき、また、多くの市民に効果が及ぶ事業を対象とします。

Q.「新たな事業」とありますが、既存事業は対象となりませんか？

A. 当該支援金制度の活用により、まちづくりへの新たなチャレンジや、今後の発展を図っていただくことを期待しており、**既存事業の単なる振替は対象となりません。**

Q. 事業期間と事前着手について教えてください。

A. 交付決定前に事業を実施することはできません。また、交付決定前に実施した経費及び申請日より前に実施した経費は、補助対象とはなりませんのでご注意ください。

そのため、事業開始前（遅くとも1ヶ月前まで）に必ず担当課へご相談ください。

Q. 「II輝くまち・ひと促進事業」のリニューアル事業とはどのようなものを指しますか。

A. **既存事業を新たな視点や創意工夫によりリニューアルした事業**（以下、リニューアル事業）です。
当該支援金制度は既存事業を補助対象外としていますが、リニューアル事業である場合は補助対象となります。ただし、同一の団体がリニューアル事業として支援金の交付を受けることができるのは、1事業につき1回を限度とします。

補助率及び補助上限額

I 若者まちづくり挑戦事業 … 補助率 10/10 以内 補助上限額 15万円

II 輝くまち・ひと促進事業 … 補助率 4/5 以内 補助上限額 15万円

※ただし、「II輝くまち・ひと促進事業」のリニューアル事業は補助上限額8万円

Q. 支援金の算出方法は？

A. 以下の点にご留意ください。

- ・補助対象経費に各事業の補助率を乗じて算出した支援金の額に、千円未満の端数が生じた場合は切り捨てとなります。
- ・予算の範囲内での交付となるため、必ずしも申請額の満額が交付されるとは限りません。
- ・参加費や協賛金など事業収入がある場合の支援金の額は、対象経費から事業収入を控除した額を超えない額とします（別紙例示参照）。
- ・交付決定後、経費の変更を含め申請時から内容変更が認められるのは、事業目的達成のために必要不可欠な場合に限りです。また、支援金の額についても、交付決定後の増額はできかねますので、当初の申請時の段階で、十分な事業計画及び収支計画の立案をお願いします。

補助対象経費

補助対象事業の実施に直接必要となる経費のうち、謝金、旅費・交通費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料、その他市長が必要と認める経費

Q. 補助の対象となる経費は、具体的にはどんな経費？

A. 補助の対象となる経費は、事業実施に直接必要な経費のうち、以下項目の経費となります。多くの市民が参加できるイベントや講演会の開催、地域の魅力を発信する冊子類の作成など、ソフト事業に係る経費が対象です。原則、物品の購入は1品につき概ね1万円未満の消耗品に限りです。また、委託料は支援金の額の1/3以内とします。実績報告時に、全ての経費の請求書、領収書などが必要となりますので整理して保管してください。

（主な経費の例）

項目	主な内容	項目	主な内容
謝金	講師、出演者の謝礼	保険料	イベント参加者の保険料
旅費・交通費	講師、出演者の交通費	委託料	会場設置費等 ※補助額の1/3以内
消耗品費	紙代、インク代、原材料費など ※1品につき概ね1万円未満	使用料 及び賃借料	会場使用料、機器レンタル料等
印刷製本費	チラシ、ポスター印刷代など	その他	市長が必要と認める経費 ※個別に審査する
通信運搬費	郵送料		

Q. 補助の対象にならない経費とは？

A. 以下経費は補助対象外です。補助対象事業に係る経費と明確に区分、管理をしてください。支出した経費であっても、内容が適切でない支出については補助対象外となります。疑問がある場合は、必ず支出する前にご相談ください。

- ・団体の運営費・人件費・交通費その他の経常的経費
- ・「食糧費」や「景品・賞品」などに相当する経費
- ・その他、市長が適当でないと判断した経費

交付の決定

交付の決定に当たっては、提出された事業実施計画書(事業の計画及び収支の計画)に基づき、書類審査の上、交付対象事業及び交付額を決定します。審査により不採択となる場合や、条件が付く場合が有り得ますので、事業着手は交付決定後として下さい。

なお、以下の基準項目により審査が行われます。

項目	視点
妥当性	・事業の目的や内容が明確で、当該支援金取扱基準に照らし合わせ妥当か ・支援金に見合う効果が期待できる内容であるか ・公平性、公益性の観点から、多くの市民を対象とする広く開かれた事業であるか
発展性	・発想・着眼点、手法などに先駆性や独創性があるか ・波及効果や今後の発展に期待できるか ・地域性、時代ニーズ等を捉え、内外へのPR性があるか
自立性	・補助金だけに頼らない資金確保の視点があるか ・運営体制に、市民参加や他団体との連携の視点があるか
その他	・その他特筆すべきことがあるか

提出書類

<申請時>

補助金等交付申請書(様式第2号)、事業実施計画書(様式第2号-①)、収支計画書(様式第2号-②)、その他、会則・規約、活動内容がわかる資料、団体名簿、見積書など必要な書類

<実績報告時>

補助金等実績報告書(様式第5号)、事業実施報告書(様式第5号-①)、収支決算書(様式第5号-②)、請求書、領収書の写し、支払先の団体の口座が確認できるもの、その他事業中の記録写真、実施内容がわかる資料など必要な書類

※請求書、領収書の宛名は申請者名(団体名)としてください。

※実績報告書は、事業完了後2ヶ月以内又は令和9年3月末日のいずれか早い日に提出して下さい。

※実績報告書及び事業実施中の写真などを、市広報、市ホームページ、各種資料等に公開する場合がありますのでご了承ください。

申請手順

	<申請団体>	<諏訪市(担当課)>
随時	①事前相談(随時)	
R8年4月～R9年2月末	②交付申請書提出	書類審査(事業内容の審査)
	※1 事業着手	交付決定
※2 事業終了後	③実績報告書提出	受理、審査
	入金確認	補助額確定、補助金振込

※1:交付決定後、団体による事業着手が可能です。

※2:事業終了後、2ヶ月以内または3月末日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

問合せ・申請先

提出先 諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域支援係

〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号

TEL 0266-52-4141 内線 284・288

FAX 0266-57-0660 E-Mail senryaku@city.suwa.lg.jp

提出書類 書類の様式は、担当課窓口で用意しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。サイト内検索で、「SUWAを磨くまちづくり支援金」で検索してください。

なお、お越しになる際には、事前にご連絡をくださるようお願いいたします。